廃棄物を排出する事業者の方々へ

産業廃棄物を処理するときの3つのルール

1 廃棄物の分別

事業活動に伴い生じる廃棄物は、**プラスチックごみなどの産業廃棄物**と**紙ごみなどの一般廃棄物**とに大別されます。種類ごとに正しく分別しましょう。

2 処理業者と契約

産業廃棄物の処理を委託する場合

許可を受けた処理業者と**事前に書面で契約**しなければなりません。

3 マニフェストの交付

産業廃棄物を処理業者へ引き渡す時

産業廃棄物の引渡しと同時に**マニフェストを交付**しなければなりません。

違反した場合は、**罰則**があります。

神奈川県　横浜市　川崎市　相模原市　横須賀市

（公社）神奈川県産業資源循環協会

産業廃棄物を処理するときの3つのルール

1 廃棄物の分別

主な産業廃棄物

廃プラスチック類
- ペットボトル
- プラスチック製容器包装（弁当容器、レジ袋）
- プラスチック製品・梱包材

ガラス・陶磁器くず
- 空きビン　・ガラス類
- お皿

金属くず
- 空き缶
- スチール製ロッカー

廃　油
- 食用油
- 鉱物油

主な一般廃棄物

生ごみ（食べ残し、調理残さ）、燃やすごみ

資源化可能な紙くず、ダンボール、新聞、雑誌

2 産業廃棄物処理業者と契約

- 契約は、**収集運搬業者及び処分業者とそれぞれ直接契約**すること
- 契約書には、**法定記載事項**（廃棄物の種類、性状及び荷姿、料金など）を必ず記載すること
- 契約書は、契約終了の日から**5年間保存**すること

3 マニフェストの交付

- マニフェストは、**廃棄物の種類**ごと、**運搬先ごと**に交付すること
- マニフェストの写しは、送付を受けた日から**5年間保存**すること

マニフェストは、産業廃棄物の流れを把握、管理するための管理票のことで、
紙マニフェストと**電子マニフェスト**があります。

紙マニフェストは、
（公社）神奈川県産業資源循環協会で
購入できます。

電子マニフェストは、（公財）日本産業廃棄物処理振興センター（JW センター）が運営しているシステムです。
https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html

RESOURCE CIRCULATION KANAGAWA RCK
公益社団法人
神奈川県産業資源循環協会

〒231-0023 横浜市中区山下町 1 シルクセンタービル 2F
TEL: 045-681-2989　FAX: 045-641-8114
https://www.p-rck.or.jp